

スピークアップ レポートの管理方針

2023



フランス語版は、フランス語圏の国における基準文書です。
他の国では英語版が基準文書となります。

序文

ロリアルでは、模範を示し永続的な取り組みを行うという目標の一環として、最高水準の倫理基準に従って行動します。

これらの取り組みは当社の倫理綱領で説明されています。

当社のすべての従業員と利害関係者が模範的に行動し、当社の倫理原則（誠実さ、尊重、勇気、透明性）を反映することが重要です。

私たちは、必要な是正措置を講じるため、当社の従業員およびすべての利害関係者に対して、これらの約束の遵守への懸念がある場合は報告することを奨励しています。

スピークアップ方針により、従業員と利害関係者は、適用される法規定、特にフランスのサパン II 法および注意義務法に従って、スピークアップ（内部告発）レポートを提出することができます。

この目的を果たすには、ロリアルの従業員と利害関係者が、必要な機密保持がすべて保証される安全で効率的な内部報告チャネルを利用できることが必要です。

こうした保証があることにより、従業員と利害関係者は、当社の倫理規則への潜在的違反や、公共の利益に対する脅威・危害を、明るみに出すことができます。

当社が事業を展開している国の特定の法的要件を考慮するために、本グループ方針の現地版が存在する場合があります。

また、本グループ方針と適用される現地法との間に相違がある場合もあります。

その場合、現地法か本方針のいずれかを問わず、通報者を最も手厚く保護する規則を優先して適用することが認められています。

適用される現地法が本方針で規定されているものより広範な保護措置を規定している場合には、現地法が適用されるものとします。

ロリアルの倫理・危機・法令順守部門（以下、「DERC」といいます）は、レポート管理と倫理調査の実施に関するグループの常設窓口です。

この文書において、「ロリアル」とは、ロリアル SA、すべての子会社、ならびに世界中のロリアルグループが管理する会社、およびロリアル財団のことをさします。

目次：

パート I

認定条件および

スピークアップレポートの提出

A.スピークアップレポートの認定条件

1. スピークアップレポートを提出できる人物
2. 通報者保護に関する条件
3. 通報される可能性のある事象

B.スピークアップレポートの提出

1. 実際の通報手順
2. 匿名のスピークアップレポートの提出
3. スピークアップレポートを裏付けるために提供される情報

パート II

スピークアップレポートの取り扱いおよびフォローアップ

A.スピークアップレポートの認定可否の検証

B.認定可能なスピークアップレポートの取り扱い

1. スピークアップレポートの取り扱いに関与する可能性のある人物
2. スピークアップレポートの認定可否検証後のステップ
3. 権利と義務

C.認定可能なスピークアップレポートのフォローアップ

1. スピークアップレポートのフォローアップに関する情報
2. 是正措置と非報復
3. その他の適切なチャンネル－外部関係当局への通報
4. 公開
5. 質問がある場合の連絡先

パート I

認定条件およびスピークアップレポートの提出

A. スピークアップレポートの認定条件

1. スピークアップレポートを提出できる人物

本方針の目的上、通報者とは、スピークアップレポートを提出する権限を持つ個人を指します。通報者には以下条件の人物が含まれます。

- 雇用契約の性質にかかわらず、現在勤務している、または過去に勤務していたロレアルの従業員
- ロレアルの求人に応募した者、または雇用関係がまだ開始していない将来の従業員
- ロレアルの株主、パートナー、または年次株主総会における議決権保有者
- ロレアルグループ企業の代表者、またはロレアルグループもしくはグループ内組織の取締役会のメンバー（現在または過去の非エグゼクティブ・メンバーを含む）
- 臨時スタッフ、インターン、ボランティアなどの臨時パートナー、およびロレアルの請負業者または下請業者の監督および管理下で働く者
- ロレアルの外部パートナー（サプライヤー、下請業者、サービスプロバイダー、団体など）
- 顧客および製品の消費者

2. 通報者保護に関する条件

本方針は、以下を満たすことを条件として、本方針によって実装された内部チャネルを通じてスピークアップレポートを提出する手段、および機密保持の保証を通報者に提供します。

- スピークアップレポートは、直接の金銭的な見返りを得ることなく提出されなければなりません。
- スピークアップレポートは、事象を個人的に知っていた個人、または職業上の活動の過程で事象の報告を受けた個人によって提出されます。
- スピークアップレポートは誠実に提出されなければなりません。スピークアップレポートは、通報者が包括的、公平かつ正確であると信じる情報を提供し、与えられた情報の信ぴょう性を合理的に信じている場合、たとえ後にその情報が誤りだったと判明したとしても、「誠実に」提出されたとみなされます。スピークアップレポートの提出後に、通報者が情報の誤りに気づいた場合、スピークアップレポートを提出した人物に直ちに通知しなければなりません。

通報者の保護は以下の対象にも適用されます。

- 仲介役（通報者のスピークアップレポートの提出を支援する個人、または民間の非営利法人）
- 通報者と関係のある個人（職業上の活動の過程で、雇用主、顧客、またはサービスの受け手から報復を受ける可能性のある人）
- 通報者が勤務している、通報者と職業上の関係がある、または通報者が管理している法人

3. 通報される可能性のある事象

スピークアップレポートとは、以下の情報を開示するものです。

- グループの倫理綱領、グループの法令順守方針または倫理方針に対する違反の疑い、実際の違反、または証明された違反（またはそのような違反を隠蔽しようとする試み）
- 犯罪行為（犯罪または違法行為）
- 国内の法令、欧州連合の法律、または国際機関による一方的行為に対する違反
- 公共の利益を脅かす、または害する可能性のある状況
- 人権および基本的自由の侵害、または侵害のリスク
- 人々の健康と安全、または環境に対する侵害、または侵害のリスク
- 上記の事柄のいずれかを意図的に隠蔽すること
- スピークアップレポートを行ったこと、またはその取り扱いに関与したことに対する報復

スピークアップレポートは、すでに発生した、または発生する可能性のあるロレアルの活動に関連する事象に関するものでなければなりません。

上記の定義に当てはまらない懸念事項は、本方針の下ではスピークアップレポートとはみなされません。それらの懸念は、通報者の通常の連絡先（ロレアルの経営陣、人事部など）を通じて共有できます。

現在の方針に従って通報される可能性のある主な問題は次のとおりです。

人権と基本的自由：

例：児童労働、強制労働（現代の奴隷制を含む）、セクシャルハラスメント（性差別的な発言を含む）、いじめと嫌がらせ、差別（人種差別的、反ユダヤ主義的、同性愛嫌悪的な発言を含む）、当社のサプライチェーン内での人権侵害など。

個人の健康、安全：

例：健康的な職場を促進するための指定措置（危険な製品の取り扱いに関する社内の要求事項を含む）に対する違反、緊急対応の欠如、サプライチェーンにおける危険な労働条件、伝染病の管理および危険な状況（工場内の安全装置または安全手順の欠如など）など。

環境：

例：大気、土壌、地表または地下水の汚染、有害物質の輸送中の汚染、有毒物質の放出、森林破壊など。

経済的および金銭的利益：

例：利益相反、官民における汚職、あっせん収賄、内部または外部での詐欺、不正調達、独占禁止法または国際経済制裁違反、マネーロンダリング、横領、機密情報の開示、企業資産の悪用など。

グループの倫理綱領：

例：ロレアルの倫理的取り組みに従わず、利害関係者またはロレアルの評判に影響を及ぼす可能性のある行為に関する申し立て。

スピークアップレポートに関わる報復：

この問題については、パート II.C.2 で詳しく説明し、例を示します。

B. スピークアップレポートの提出

1. 実際の通報手順

スピークアップレポートを提出したい人は誰でも、以下を経由して DERC 宛に提出することができます。

- 安全性の確保されたロレアルのスピークアップ・ウェブサイト：www.lorealpeakup.com。
スピークアップレポートは DERC に直接送信され、問題を取り扱う担当者を DERC が任命します。
- 権限のある人物、すなわちグループのエグゼクティブコミッティーメンバー、グループ、ゾーン、各国のマネジメントコミッティーメンバー、各国のマネージング・ディレクター、またはエシックス・コレスポンデント（以下、「EC」といいます）。権限のある人物は、受け取ったすべてのスピークアップレポートをエシックス・コレスポンデントに通知します。これにより、エシックス・コレスポンデントは現地で受け取ったすべてのスピークアップレポートを一元管理し、必要に応じて DERC に通知することができます。
- 現地の法律によっては、他の内部連絡先が職務の一環として報告を受けられる場合があります（例えばフランスの場合、スタッフの代表、セクシャルハラスメントの担当者、労使評議会のメンバーなど）。
- 外部の利害関係者は、ロレアルの主な連絡先を通じてスピークアップレポートを提出できます。

権限のない人物が、スピークアップレポートの要素となりうる情報を受け取った場合は、DERC またはそのエシックス・コレスポンデントに通知するか、通報者に DERC またはその代理人に直接連絡するよう依頼する必要があります。

DERC またはその代理人（エシックス・コレスポンデント、DERC が特別に指名した他のグループ従業員、または DERC が承認した外部専門家）のみが、スピークアップレポートを取り扱い、必要に応じて分析または調査を実施する資格があります。

法的要件に従って、これらの内部チャンネルは、通報者、スピークアップレポートで言及された人物、およびスピークアップレポートで言及された第三者の身元が、スピークアップレポートの受取人によって収集されたその他の情報とともに、厳重に機密に保持されることを保証します。

通報者はスピークアップレポートを書面、口頭、またはその両方で提出することができます。

口頭でのスピークアップレポートは、電話、メッセージングシステム、または対面での会議中に行うことができます。通報者からの要請に応じて、その要請から 20 日以内に、対面での会議またはビデオ会議を設定するものとします。

口頭でのスピークアップレポートは、権限のある人物によって起草された議事録に文書化され、承認を得るために通報者に転送されます。

本方針が提示するシステムは、社外に存在する通報チャンネルを補完するものです。ロレアルはこのシステムの使用を強く推奨していますが、外部の通報チャンネルを通じてスピークアップレポートを行うことを選択した場合も、通報者はいかなる報復措置の対象にもなりません。

スピークアップレポートを提出する手順に疑問がある場合、従業員はラインのマネージャーまたは人事部に助言を求めることができます。

2. 匿名のスピークアップレポートの提出

ロレアルでは、スピークアップレポートを匿名で提出することを許可しています。

安全性の確保されたロレアルのスピークアップ・ウェブサイト (www.lorealsspeakup.com) では、そうした匿名性が保たれます。

この場合、通報者はユーザー名とパスワードを受け取り、これを使用してプラットフォームにログインし、身元を明らかにすることなく DERC と対話することができます（やり取りの機密性は、Cookie や追跡方法が存在しないこと、および暗号化によって技術的に保証されています）。

ただし、スピークアップレポートが匿名で行われた場合、このシステムの下で取り扱われるかどうかは、通報者が十分に詳細かつ事実に基づいた情報を提供したかどうか大きく依存します。

スピークアップレポートが匿名であるために取り扱いできない場合は、安全性の確保されたロレアルのスピークアップ・ウェブサイト (www.lorealsspeakup.com) 上の匿名ダイアログボックスを介して通報者にそのことが通知されます。

ただし、スピークアップレポートを提出する場合、通報者は通常、自分の身元を明らかにすることが推奨されます。通報者の身元は、この手続きに従って機密に保たれ、法律で別途要求される場合、または通報者が明示的に同意した場合を除き、通報または告発された者に開示されることはありません。

3. スピークアップレポートを裏付けるために提供する情報

スピークアップレポートに関連して提供する情報は、事実に基づいており、当該レポートの主題に直接関連している必要があります。

レポートの中で、通報者は、スピークアップレポートを理解するために必要な事象をできるだけ客観的に、かつ詳細に説明します。通報者は次の要素を具体的に述べるのが推奨されます。

- 通報された各事実がいつ、どこで発生したか。
- どのようにして（直接的または間接的に）その事実に気づいたのか、個人的に知り得たのか否か。
- スピークアップレポートの内容についてすでに他の人に話したかどうか。
- 状況を改善するための措置がすでに講じられているかどうか。
- 関与している人々の身元と立場。
- 報告された事象の目撃者の有無（身元、立場、関連する事象、特定された人物の役割）。
- 可能な限り、スピークアップレポートを裏付ける可能性のある情報や文書を提供する必要があります。特定の事実が真実であるかどうか確信が持てない場合は、それが推定事実であることを明示する必要があります。

- 通報者への連絡方法（匿名のスピークアップレポートの提出方法については、上記 I.B. 2.を参照）
- 通報者の知る限り、通報時およびスピークアップレポートの取り扱い中に、法的手続きまたはそれと同等のもの（仲裁、調停、差止命令など）が予定されているまたは現在進行中であるかどうか。該当する場合、原則としてスピークアップレポートは認定されず、その取り扱いは一時保留されるか打ち切られます。ただし、ロレアルはそれを調査し、必要に応じて是正措置を講じる権利を保有します。

通報された情報が職業上の活動の過程で得られたものでない場合、通報者はそれを個人的に知ったはずで

しかし、通報者は、形式や媒体にかかわらず、以下のような情報や文書を伴うレポートの控えを作成してはなりません。

- 刑事犯罪（文書の窃盗、違法録音など）によって取得したもの
- 情報が通報者に属する場合（弁護士とのやり取りや個人の医療情報など）を除き、国家安全保障、捜査、公判前の捜査、司法審議、医療に関する秘密または法的特権によって保護されるもの

スピークアップレポートが認定できないとみなされた場合、通報者にはその旨が書面で通知され、スピークアップレポートが条件を満たしていないと事業法人が考える理由も通知されるものとします。懸念をあげる他の手段については、可能な限り助言されます。

これと同時期に、申し立ての正確性を評価するために検討された、または講じられた措置に関する情報も提供されます。

パート II

スピークアップレポートの取り扱いおよびフォローアップ

A. スピークアップレポートの認定の可否評価

スピークアップレポートの提出が、

- 安全性の確保されたロレアルのスピークアップ・ウェブサイト経由で行われた場合：DERC がスピークアップレポートを受信したことを確認するメッセージが、通報者に自動送信されます。
- 権限のある人物宛に行われた場合：7日以内に権限のある人物から通報者に受理確認が送信されます。

安全性の確保されたロレアルのスピークアップ・ウェブサイトを通じてスピークアップレポートが提出される場合、原則として、認定の可否は DERC によって評価されます。他の内部または外部の利害関係者にはアクセスが許可されません。場合によっては、DERC が認定の可否評価を EC または別の指定された代理人に転送する可能性があります。

スピークアップレポートが権限のある人物に提出される場合、認定の可否は原則として、関連する EC によって評価されます。問題が発生した場合、EC はいつでも DERC に支援を要請することができます。

DERC は、認定の可否にかかわらず、すべてのスピークアップレポートにアクセスできます。

スピークアップレポートの認定の可否評価には、それが本方針に基づくスピークアップレポートの定義を満たしているかどうか、および適切に取り扱うために十分に詳細な、事実に基づく情報が提供されているかどうかを確認することが含まれます。

必要に応じて、認定の可否を評価するために、通報者に追加情報を要求する場合があります。

スピークアップレポートが認定される場合、当該レポートの受理確認から 3 か月以内に通報者にその旨が通知されるものとします。また、スピークアップレポートの取り扱い担当者の身元および、スピークアップレポートのフォローアップについて継続的に連絡する方法についても通知されるものとします。

スピークアップレポートは、取り扱い可能なほど詳細かつ事実に基づいた情報を通報者が提供していない場合、認定不可とみなされる場合があります。

スピークアップレポートが認定されない場合、事業法人は事案を終了させるものとします。通報者にはその旨が書面で通知され、スピークアップレポートが認定できないと事業法人が考える理由も通知されるものとします。可能な限り、通報者には懸念を表明する他の手段について助言が与えられます。DERC は、問題を取り扱うために、スピークアップレポートに関連する内部連絡先（人事部、コミュニケーション部など）に直接転送し、その旨を通報者に通知する場合があります。

B. 認定可能なスピークアップレポートの取り扱い

1. スピークアップレポートの取り扱いに関与する可能性のある人物

通報者

通報者とは、個人的に目撃した侵害に関する情報、または職業上の活動の過程で得た情報に関連する情報を通報する個人を指します。

言うまでもなく、通報者は直接の金銭的な見返りを得ずに誠実に行動しなければなりません。

仲介役

仲介役とは、法律に従って通報者のスピークアップレポート提出を支援する個人、または民間の非営利法人を指します。

証人および専門家

従業員またはその他のグループ利害関係者は、次のような立場で協力を求められる場合があります。

証人：調査の一環で特定される人物で、通報された状況について少なくとも部分的に知っていると思定され、事象を取り巻く状況についての情報を提供できる可能性が高いです。

専門家：特定の分野における特定の知識に基づいて選ばれた内部または外部の技術者または専門家であり、事象の分析、観察、評価を行うか、スピークアップレポートの取り扱いに役立つ情報を提供する責任を負います。

彼らの任務は、通報された事象およびこれらの事象を取り巻くと見られる状況について、最も客観的かつ詳細な説明を提供することです。

告発された人物

告発された人物とは、倫理的な侵害または違反を犯したとして通報者によって名前を挙げられた個人を指します（本方針の I. A 3.を参照）。最初のスピークアップレポートでは特定されなかった情報が収集され、侵害や違反を犯した、隠蔽した、または関与したことが示唆される場合、調査の過程で告発される可能性があります。

積極的に聞き取り調査に参加することで、告発された人物は、スピークアップレポート内の情報、および該当する場合にはスピークアップレポートの取り扱い中にその後特定された情報に関する事象に対する見解を説明することができます。

告発された人物には、妥当な期間内に、その人物に関するスピークアップレポートの性質、個人データの収集、およびスピークアップレポートの取り扱い責任者の名前が通知されるものとします。

これらは原則、スピークアップレポートの認定の可否が評価された後に通知されます。

倫理調査に関与するその他の利害関係者

調査チーム：提供された情報と事象を取り巻く状況を考慮して、ロレアルは倫理調査の実施方法を決定するものとします。これは、DERC またはその指定された代理人によって内部で実施されることもあれば、この目的のために任命された第三者（法律事務所や法医学事務所などの外部サービスプロバイダー）または共同チームに依頼して外部で実施されることもあります。後者の場合、調査を監督し、フォローアップを取り扱う担当者が DERC 内に任命されます。

調査チームのメンバーは、役職または地位に基づいて、任務を遂行するための十分な専門知識、権限、および手段を有しているものとします。

彼らは独立的かつ公平な方法で任務を遂行し、調査の詳細および調査に関与した人々の身元に関して、最大限の守秘義務に拘束されるものとします。

特に、調査された事象が健康、安全、労働条件の観点からスタッフの特権に該当する場合、心理社会的リスクを防止するために、スタッフの代表者は、調査の開始、実施、調査結果について知らされる場合があります。

2. スピークアップレポートの認定可否評価後のステップ

調査の目的は、スピークアップレポートで行われた申し立ての信憑性を分析し、検証することです。

調査には、文書化、会計検査もしくは電子媒体の検査、または調査の目的に関連する証言を持つ従業員または利害関係者との正式な面接が含まれる場合があります。

これらの面接は通常、議事録に文書化されます。議事録のコピーは、やり取りの書き起こしの正確性を確認したり、必要に応じて修正や情報の追加をしたりするために、面接後に面接官に送信されます。

調査の一環で、ロレアルは、適用される法的要件に従って、従業員の電子データ（電子メールおよび、グループの IT インフラストラクチャ、電話や職場のコンピュータなどに保存されているデータなど）にアクセスすることがあります。この分析はロレアルの方針に従って実行され、DERC の承認を得る必要があります。

これらの分析は、関係者が誰であるかや関係者の階層レベルなどに関係がなく、告発された人物と通報者の両方の利益のために、事象の信憑性を評価可能にする詳細を考慮して、公平かつ中立的な方法で実行されます。

調査方法は、違法、不当、または関係者の権利、ならびに個人および集団の自由を不釣り合いに侵害する方法によって情報が収集されるようなものであってはなりません。

調査が法律事務所によって行われる場合、法的特権は法律事務所とロレアルとの関係においてのみ適用されます。したがって、面接を受けた人はこの特権を利用することはできません。ロレアルは、倫理調査の一環として収集された情報または声明、特に面接の実施中に収集された情報を使用することがあります。

調査チームによる検証の最後には、原則として調査報告書が提出されます。

調査報告書の目的は、スピークアップレポートで行われた主張を客観的に確認または否定する事象報告書において、事象を実証することです。

最終的な調査報告書は、潜在的な是正計画を決定するために、関連する内部連絡先に転送されます。調査報告書の提出をもって調査は終了となります。DERC は、申し立てに根拠がない場合、またはスピークアップレポートが重要ではなくなった場合にも調査を終了する場合があります。

3. 権利と義務

データの完全性と機密性の尊重：本方針は、スピークアップレポートで収集された情報の完全性を保証します。倫理調査の取り扱いに関与した人物は誰でも、証人、通報者、告発された人物のいずれであっても、調査に関与する者の身元を保護するために定められた厳格な守秘義務に拘束されます。

彼らは、アクセスした情報（質問、回答、取り上げられた問題、関係者など）を明らかにしてはなりません。この要件により、関係者全員の評判を守ることが可能となり、いかなる影響も回避することで調査の適切な実施に貢献します。

また、そのような情報を知る権限を持たないスタッフがアクセスすることは固く禁じられています。

通報者を特定できる情報は、通報者の同意がある場合にのみ開示することができます。ただし、このような制限は、スピークアップレポートの取り扱い責任者（DERC またはその指定された代理人によって特定される）または調査終了時の是正計画の取り扱い責任者には適用されません。

さらに、ロリアルがそのような事象を報告する必要がある場合、またはそのような事象を報告することに正当な利益がある場合には、通報者を特定できる情報が関係当局に開示される場合があります。その後、その通知が進行中の手続きを妨げない限り、通報者にはその旨が通知されるものとします。

協力：通報者、関係者、証人、専門家、その他の利害関係者は全面的かつ完全に協力し、最初の要求に応じて滞りなく無制限に、形式や媒体を問わず、要求されるすべての事象、情報、および文書を、スピークアップレポートの取り扱い担当者に提供しなければなりません。

このような協力には、上記の人物が面接に効果的に出席することも含まれます。

データプライバシー義務の順守：倫理調査に関連して収集および処理される情報には、個人情報が含まれる場合があります。こうした個人情報は、グループのデータプライバシー保護方針に従って処理されます。この方針に基づき、個人情報の保護に関する具体的な規定は、「エシックス」ウェブサイトおよび www.lorealakeup.com で入手できる「個人情報保護方針 - スピークアップ」に記載されています。

通知を受ける権利：原則として、スピークアップレポートで告発された人物には、倫理調査または分析が行われることが通知されます。

このような情報は、スピークアップレポートの認定の可否評価後にのみ提供されるか、進行中の調査または分析の実施に関連する個人または情報を保護する必要がある場合には提供が遅れる場合があります。

中立性の尊重：スピークアップレポートの取り扱いの一環として、告発された人物は公正な方法で審問を受けなければなりません。告発された人物は、証人に面接することを要求でき、倫理調査の取り扱いに関連すると思われる文書を提出することができます。

DERC またはその指定された代理人は、提供された情報の関連性およびそれに与えられるべきフォローアップ措置を独自に決定するものとします。

C. 認定可能なスピークアップレポートのフォローアップ

1. スピークアップレポートのフォローアップに関する情報

原則として、通報者は、申し立ての正確性を評価するために検討された、または講じられた措置に関する情報を妥当とされる期間内に受け取るものとします。

スピークアップレポートに関連する特定の情報も、問題の事象を説明する手段を提供するために、告発された人物に共有されなければなりません。

通報者と告発された人物は、調査の終了とスピークアップレポートで取り上げられた主な疑惑に対する結論を通知されるものとします。

原則として、主要な証人には調査の終了が通知されます。

2. 是正措置と非報復

a. 適切な措置の実施

スピークアップレポートの取り扱い後、DERC またはその指定された代理人、人事部、および告発された人物のラインマネージャーの間で話し合いが行われ、倫理調査の結論が共有されます。

申し立てが（部分的に）立証された場合、適格な利害関係者（特に人事部）が、実施する是正計画を明確にします。

人事部および告発された人物のラインマネージャーは、是正計画の実施に責任を負います。このような是正計画は、個別に行うことも、集団で行うこともできます。是正計画には、研修プログラム、コーチング、調停、または解雇に至る懲戒処分の実施が含まれる場合があります。

b. 報復の防止

ロレアルは、スピークアップレポートを提出した人物、またはスピークアップレポートの取り扱いに関与した人物に対するいかなる報復も容認しません。

「報復」とは、スピークアップレポートの結果として、通報者、仲介役、証人、または通報者に関係する人物に対して行われるすべての不当なまたは有害な行為を指します。

通報者またはスピークアップレポートの取り扱いに関連して情報を提供した者は、自身が報復の脅迫や報復の試みを含む報復行為の対象になっていると見なす場合、権限のある人物または DERC にその旨を報告することができます。

報復が行われていないことを確認するために、調査終了後の最長 1 年間、通報者、仲介役、証人、またはスピークアップレポートの取り扱いに関与したその他の人物の利益のために、モニタリングを実施できます。

c. 悪意を持って提出されたスピークアップレポート、およびスピークアップレポートの取り扱いを妨害したことに対する制裁

スピークアップ方針を有効なものにし、本方針に関係する人物が本方針に基づいて保護されるために、以下が発生した場合、契約関係の終了を含む制裁、さらには法的手続きが執行される場合があります。

- 悪意を持って、または不誠実に、または直接の金銭的見返りを得る目的で提出されるスピークアップレポート
- 作為または不作為による、スピークアップレポートまたはスピークアップレポートの取り扱いの妨害または妨害の試み
- スピークアップレポートの受信または取り扱いに関連する厳格な機密保持義務の違反
- 通報者、仲介役、通報者に関係する第三者に対する報復行為や脅迫、またはあらゆる形態の中傷行為

3. その他の適切なチャネル – 関連当局への外部通報

原則として、通報者は、グループ内の状況を可能な限り迅速かつ効率的に是正するとともに、通報者に対し強力な秘密保持を保証するために、最初の段階では内部通報チャネルを使用することが推奨されます。

ただし、通報者は、司法当局、行政当局、専門機関、またはその他の関連機関または団体にも報告することができます。

4. 公開

最後の手段として、一定の想定の下で、通報者はスピークアップレポートを公開することがあります。想定される状況は次のとおりです。

- 関連当局に対して外部へのスピークアップレポートを提出した後、内部へのスピークアップレポートが先行していたかにかかわらず、3 か月以内に適切な措置が講じられなかった場合、または 6 か月以内に何も措置が講じられず、別の当局に照会があった場合
- 重大かつ差し迫った危険がある場合

- 外部当局への照会により通報者が報復のリスクにさらされる場合、または事件の特定の状況により特定された問題が効果的に解決されない場合（特に証拠が隠蔽もしくは破壊される可能性がある場合、または当局が利益相反を有し、スピークアップレポートに関与した人物と共謀し、もしくは報告された事象に関与している可能性があると感じる重大な根拠を通報者が有している場合）
- 通報者が職業上の活動の過程で得た情報を開示する場合、および公共の利益に対する差し迫ったまたは明白な危険（緊急事態や回復不能な損害のリスクなど）がある場合

これらの想定の下では、重大なまたは差し迫った危険、または回復不可能な損害のリスクがあると感じる合理的な根拠があったことを証明できる場合に限り、通報者はスピークアップレポートや公開に関していかなる責任も負わないものとします。

5. 連絡先

本方針に規定されている規則や原則についてご質問がある場合は、エシックス・コレスポンデントに連絡するか、DERC に電子メールを送信できます：ethics@internal.loreal.com。